

# 個人番号報告書の添付書類について

## 1. 本人確認の取扱いについて

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、個人番号提出の際の本人確認には、「番号確認」（正しい個人番号であることの確認）と「身元確認」（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）の両方の確認が必要となります。

各申請書及び個人番号報告書と併せて下記書類のご提出をお願いします。

※個人番号カードをお持ちの場合は、同カードで個人番号確認と身元確認の両方が可能ですので、別途身元確認書類を提出していただく必要はありません。（下記2. A を参照）

## 2. 本人確認書類について

下記書類（A～C）のいずれかのセットをご提出ください。

|   | 個人番号確認書類  | 身元確認書類   |
|---|---|--|
| A | 個人番号カード（表面、裏面）の写し                                   |  |
| B | 【以下いずれか1点】<br>・住民票又は住民票記載事項証明書<br>（個人番号が記載されたもの）    | 【以下いずれか1点の写し】<br>（顔写真付き身分証明書）<br>・運転免許証<br>・パスポート<br>・身体障害者手帳<br>・在留カード<br>・特別永住者証明書 等 |
| C | ・個人番号通知カードの写し<br>（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る） | ※上記書類の提出が困難な場合<br>【以下いずれか2点の写し】<br>（顔写真なし身分証明書）<br>・年金手帳<br>・児童扶養手当証書<br>・特別児童扶養手当証書 等 |

## 3. 問い合わせ先

岡山県長寿社会課 長寿社会企画班 ケアマネ登録担当（086-226-7326）